

# 告示

## 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 根岸幸司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上新郷埼玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
羽生市大字上新郷字上悪土一九 四七番一地先まで	羽生市大字上新郷字上悪土一九 二二番一地先から 羽生市大字上新郷字上悪土一九 四七番一地先まで	区 間
六・八〇〇 一四・〇五	七・二八〇 一四・〇五	敷地の幅員 (メートル)
六九四・七一	一七〇・六一	延 長 (メートル)
		備 考